



最低賃金制度って？

◆全労働者に適用／経営とのバランス鍵

Q－最低賃金制度が生まれた歴史を教えてください。

A－5月1日の「メーデー」は労働者の祭典の日です。1886年5月1日に米国の職能労働組合連盟が8時間労働制要求の統一ストライキを行ったのが起源で、労働者の祭典として欧州などに広まっていきました。日本では1920年5月2日の日曜日に東京の上野公園で最初のメーデーが開催され、約1万人の労働者が「8時間労働制の実施」「失業の防止」「最低賃金法の制定」などを訴えました。

59年に最低賃金法が制定され、強制力のある制度となりました。2007年には、例外規定の廃止・罰金額の引き上げ・生活保護との整合性などが明記され今に至っています。

Q－いくつも種類があるの。

A－「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」の2種類があり、両方に該当する労働者は「高い方」が適用されます。最低賃金は（1）労働者の生計費（2）類似の労働者の賃金（3）通常の事業の賃金支払能力（4）生活保護施策との整合性を踏まえて決定します。

原則すべての労働者に適用されます。富山県の最低賃金は1時間当たり849円（新潟831円、石川833円、福井830円）と北陸では最も高くなっています。00年は640円でしたから、この20年間で200円以上、上がっています。

Q－課題はなかに。

A－最低賃金は労働者にとっては高い方がいいのですが、使用者側の負担能力を超えた場合、経営を圧迫してしまい、その結果、いわゆるブラック企業や従業員の解雇が増える恐れがあります。国際的な研究では、最低賃金上がるほど雇用が減少することが分かっています。急激な引き上げは失業者を増やし、かえって労働者の権利を損なうため、日本ではさまざまな指標を参考にしながら慎重に決めています。

（北陸経済研究所の藤沢和弘が解説しました。）

地域別最低賃金		
（県内の事業所で働くすべての労働者に適用）		
富山県最低賃金 849円 効力発生日 2020年10月1日		
特定(産業別)最低賃金		
（県内の特定産業の事業所で働く基幹的労働者に適用）		
最低賃金の件名	時間額	効力発生日
<ul style="list-style-type: none"> ▪玉軸受・ころ軸受 ▪他に分類されないはん用機械・装置 ▪トラクタ ▪金属工作機械 ▪機械工具 ▪ロボット ▪自動車・自動車付属品製造業 	912円 [改定前 907円]	2020年 12月19日
<ul style="list-style-type: none"> ▪電子部品・デバイス・電子回路 ▪電気機械器具 ▪情報通信機械器具製造業 	851円 [改定前 849円]	2020年 12月18日
<ul style="list-style-type: none"> ▪百貨店 ▪総合スーパー 	865円 [改定前 860円]	2020年 12月9日

※富山労働局のホームページより